



いのちの講座

食・健康・環境

歴史にはこう記されるだろう。この変革の時代において、もっとも悲劇的であったのは、悪人たちの辛辣な言葉や暴力ではなく、善人たちの恐ろしいまでの沈黙と無関心であった、と。 マルチン・ルーサー・キング・ジュニア

目次

- 巻頭言★種苗法改定でコメはどうなる? ……1
- ネオニコ系農薬★洗っても落ちないネオニコ系農薬 リンゴは果肉に8割が残留……………3
- 農薬★EUで使用禁止の農薬が大量に日本へ……4
- 表示★「小麦粉(国内製造)」の意味…………6
- ネオニコ系農薬★ネオニコ農薬が残留する日本の米…………7
- 遺伝子組み換え★ ■インド 主要な輸入食用作物に非GM証明を義務化…………8
- NGOゲノム編集作物の検出技術確立と発表
- 米国 昆虫が抵抗性獲得で遺伝子組み換えBt品種取消へ
- 汚染水処理技術★スイス、新しい除染技術を開発 福島の汚染水処理に期待…………9
- 表紙絵解説★メハジキ ……10

巻頭言

種苗法改定でコメはどうなる?

種苗法改定案は臨時国会で11月上旬に真っ先に審議入りと聞く。種子法の廃止、農業競争力強化支援法、そして今回の種苗法改定と、種子に関する法律が次々改悪されている。この流れのなかでコメはどうなるのか考えてみたい。

農水省は、種苗法改定に関連して「登録品種は国際的に自家増殖を認めていない」と主張している。しかし、EUやオランダ、イギリスなどでは、穀類やジャガイモなど国民の生命にかかわる重要な作物は登録品種であっても「例外作物」として自家増殖を認めている。小規模農家に許諾料なしの使用を認める特例もある。日本のほとんどの農家が「小規模農家」に該当する規模だ。各国ともに大事なものは守っている。すべての品種登録された作物、すべての農家を対象に一律に自家増殖禁止(許諾制)にしようとしているのは日本だけだ。

2018年の種子法廃止でコメ、麦、大豆の主要作物の種子を公的に支えていた制度がなくなり、今後、コメも、公的種子から民間の種子にかわって



イラスト: Akiko

MEHA
JIKI

くと想定される。そして種苗法改定で登録品種は「一律許諾制」となると、農家は毎年、種もみを企業から購入するようになっていく。現在、日本国内には六百品種もの多様なコメの品種が栽培されているが、民間企業は儲かる売りたい品種だけを販売するだろう。「品種の収斂」が農業競争力強化支援法でうたわれており、多様な日本のコメが限られた企業種子に収斂していくことになる。

またゲノム編集種子の投入も十分にあり得る。アメリカではゲノム編集でイネや小麦、大豆も開発されている。EUはゲノム編集作物に遺伝子組み換えと同様の規制がかかるが、アメリカでは「普通の種子」として扱われ、安全性評価も表示も不要なまま出回りつつある。昨年トランプ大統領はゲノム編集作物・食品について市場拡大の障壁を取り除くための措置を求める大統領令を出した。アメリカの多国籍企業はゲノム編集に注力している。彼らはこれを品種登録するだろう。しかし日本では現状、登録品種の農家の自家増殖が認められている。これでは企業にとって儲けが少ない。そこで農家の自家増殖を禁止させようとの思惑が働いているのかもしれない。

◆米の検査規格の大幅な見直し

私も参加する「米の検査規格の見直しを求める会」は米の検査規格の見直しを長年求めてきたが、何度交渉しても前進しなかった。ところが今回突然、コメの検査規格の全面的な見直しが急ピッチで進められている。

求める会が見直しを求めてきたのは着色粒の厳しすぎる等級制度だ。カメムシ斑点米(着色粒)が1000粒に1粒(0.1%)までなら一等米だが、それ以上になると二等米、三等米になってしまう。そうするとコメの価格が下がるため、農家は一等米をめざしてカメムシ防除に励むことになり、ネオニコチノイド系農薬が大量に使われ米の農薬多使用の元凶となっている。農民連食品分析センターの最近の検査でも調べた大半の米にネオニコ農薬が残留し、私たちは米から日常的に摂取している現実がある。

検査を受けないと、コメの三点表示「産地」「産年」「品種」のうち、産地のみしか表示できない。さらに「未検査米」と表示しなければならない。検査

は任意であるが、ほとんどの農家は検査を受けざるをえないという仕組みなのだ。

一方、輸入米には等級がない。着色粒の規定は1%までだ。国内基準の10倍もゆるいダブルスタンダードなのだ。

2019年3月、「農産物規格・検査に関する懇談会」が農業競争力強化支援法を踏まえ、規制緩和が必要とする論点整理をした。そして2020年4月、規制改革推進会議の第九回農林水産ワーキンググループに(株)ヤマザキライス(大規模稲作の農業生産法人)から意見書が提出され、それをそっくり反映した「農産物検査規格の見直し」を盛り込んだ規制改革実施計画が提言された。そして7月、ただちに閣議決定され、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」が立ち上がり、ここで結論が出されることになった。検討会は9月に2回開催されるなど異例のスピードで審議されている。ほぼ規制改革推進会議の提言通りになることが見込まれる。

(株)ヤマザキライスの意見書の内容は1等、2等の等級をなくす、未検査米表示の撤廃などは私たちが求めてきた問題が解消される内容であるが、よくよく見ると大規模生産者とコメ輸出業者の利益と一致するものであると感じざるを得ない。自主検査(自主品質表示)を可能にし、三点表示を可とする。玄米検査を国際流通は白米だから白米検査を可とし、フレコン(1t)での検査や「産地品種銘柄指定」(たとえば魚沼産コシヒカリ)などを見直し、全国的な「品種銘柄」を設定することなど。

日本の穀物自給率は低く、種子も含めて自給できているのはコメだけだ。しかし輸入米の増加が続いている。年間消費量の1割以上をミニマムアクセス米として77万トンを輸入し、そのうち米国産が36万トんと半分以上を占めている。さらに、TPP協定で無関税の輸入枠7万トンを米国向けに上積みした。そして今、日米FTAの追加交渉で、今まで死守してきたコメの関税も、引き下げられるか、一層の輸入量の上積みが要求されるのではないか。

コメの検査規格の見直しを急ピッチで進めるのはコメの本格輸入を見据えてのことではないかとの疑念が拭えない。種子法廃止や種苗法改定はその一環ではないか。

(安田節子)